

**令和元年 藤枝市議会 11月定例会**

**健康福祉委員会委員長報告書**

**(議案審査)**

**令和元年 12月 19日**

**[本 会 議]**

健康福祉委員会に付託されました、  
議案4件の審査の経過と結果について、  
主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第74号議案

「令和元年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）」のうち  
本委員会に分割付託された費目について申し上げます。

初めに、歳出の3款1項1目社会福祉総務費中、  
「民生・児童委員協議会補助金について、  
民生委員協力員制度の本市における周知の状況及び補正額の根拠を伺う。」という質疑があり、これに対して、  
「現在、制度の周知を行っており、現時点で協力員の配置を希望する委員はいないが、今回の改選に伴い、約半数が新任の委員となったため、今後活動をする中で、活動に不安を感じた委員が協力員の配置を希望することが考えられ、220名の地区担当民生委員全員が協力員を配置した際に必要となる金額を計上した。」  
という答弁がありました。

次に、債務負担行為補正中、

「障害者相談支援事業費について、内容を伺う。」

という質疑があり、これに対して、

「平成29年度から3年間で委託した相談支援業務が今年度末で終わるため、来年度から3年間の相談支援業務の委託に伴うものである。」という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第78号議案「藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

初めに、「家庭的保育事業者等の事業者数を伺う。」

という質疑があり、これに対して、

「家庭的保育事業者等とは、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度における小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業を実施する事業者で、現在31か所となっている。」という答弁がありました。

次に、

「条例改正により、事業者に新たな負担が生じるのか伺う。」  
という質疑があり、これに対して、  
「今回の改正により、新たな負担が生じることは  
想定していない。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で  
原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第79号議案「藤枝市特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり  
可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第80号議案

「志太・榛原地域救急医療センター条例の一部を改正する  
条例」について申し上げます。

初めに、「診療時間を縮小することになった経緯を伺う。」  
という質疑があり、これに対して

「現在、金・土・日曜に夜10時から翌朝7時までの  
深夜診療を行っており、県立総合病院・県立こども病院・  
静岡市立静岡病院・浜松医科大学付属病院の4病院に  
医師派遣を依頼しているが、県立総合病院から  
来年度の医師派遣はできないと伝えられた。

継続を目指して様々な関係者と協議を行った結果、

2日間であれば継続できると考え、

1日の平均受診者数が4.2人と少ない金曜日の深夜診療を  
やめることとなった。」という答弁がありました。

次に、「金曜日の深夜診療をやめることの  
市民周知について伺う。」という質疑があり、これに対して、  
「市民への周知方法としては、1月から2月にかけて各市町  
の広報に掲載するとともに、ポスターを作成し、当センター  
への掲示のほかに、各医師会に所属する診療所や行政機関へ  
貼りだして周知することとなっている。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、  
全会一致で原案のとおり可決すべきものと  
決定いたしました。

以上、報告いたします。